

講選塾防予 ～第59回～

防火管理を考える(3) 自衛消防の組織と自衛消防組織

火災時の対応については「自衛消防の組織」に関することを定めて準備しておくというのが消防法第8条の考え方ですが、最近では、大規模な防火対象物等については、大震災時の対応なども念頭に、「自衛消防組織」を編成して対応することが求められるようになっていきます。

東京理科大学総合研究院
火災科学研究センター
教授
小林恭一 博士(工学)

自衛消防の組織

火災が発生した時には、どんな防火対象物でも、その関係者は、公設消防隊が到着するまでの間、必要な初期消火、通報連絡、避難誘導などの対応活動をおこない、消防隊到着後は、それまでの状況を報告してその指示に従うことが求められています。そのような活動を的確におこなうには、あらかじめ関係者を組織化しておく、訓練などもおこなっておく必要があります。このような組織を消防法令上「自衛消防の組織」(消防法施行規則(以下「消則」)第3条第1項第1号イ)と呼んでいます。

このような考え方は消則制定時(昭和

36(1961)年4月)からあり、第3条(消防計画)の第1号に、以下のように定められていました。

表1 消則3条(消防計画)

(昭和36(1961)年4月制定時)

防火管理者は、法第8条第1項の消防計画を作成するときは、おおむね次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自衛消防の組織に関すること。
- 二 ……

ここで、消防計画に定める事項として、現在と同様「自衛消防の組織に関すること」としており、「自衛消防組織」とも「自衛消防隊」とも言うていないところに留意しなければなりません。消防法第8条が適用される防火対象物は、「自衛消防隊」

の名がふさわしい組織を必要とする大規模なもののから、防火対象物の職員が2～3人しかおらずとも「自衛消防隊」とは呼べないような「組織」しか編成できない小規模なもので、小さくさまざまです。そんな実態があるのに、第1号を、たとえば「自衛消防組織に関すること」としてしまつと、どんな小さな防火対象物にも「消火班」、「通報連絡班」、「避難誘導班」などの固い組織を要求することになりかねず、運用が硬直化してしまつかも知れない、ということをおそれたのだと思います。

現在の消防機関の運用の実態を見ると、「自衛消防の組織に関すること」をあえて「自衛消防組織に関すること」と解釈して、わざわざ運用しにくくしている例が

見られます。「自衛消防組織」なら「〇〇班」が必要で、「〇〇班長」も「〇〇班員」も必要だが、職員が2人しかいないのでやむをえず班編制表に同じ名前を並べるしかない、などという運用実態がある場合には、消則第3条が「消防計画」に「自衛消防の組織に関すること」を定めることを求めているだけで、必ずしも「自衛消防組織を作ることを求めているわけではないことを、もう一度噛みしめてみると良いと思います。

班編制の意味

自衛消防隊や自衛消防組織では、火災が発生した場合の役割に応じて〇〇班を編制し、職員をその編制に当てはめて「自衛消防の組織」を編成するのが普通です。

「自衛消防隊」や「自衛消防組織」というと、班長の指揮のもとで組織的に自衛消防活動をおこなう組織をイメージしやすいのですが、消防法令で義務づけている年1回や2回の訓練では、そんなことは極めて難しいと考えなくてはなりません。

「班編制」という考え方について、私は、

火災が発生すると頭が真っ白になって適切な行動がとれなくなってしまうため、複数の人にあらかじめ「あなたは初期消火が担当」などと火災初期の対応行動を限定して指定し、その訓練もさせておく、思考能力が低下した状態でも、一人か二人は何とか正しい行動をおこなうことができ、それを集めれば全体として火災時に必要な行動になるだろう、という期待がらきているのだと考えています。訓練も、「何とか正しい行動をおこなうことができ」確率を上げるためにおこなうものだと考えれば、訓練回数が年1回か2回しか義務づけられていないことの辻褄が合います。

職員数が多い場合は、〇〇の役割を担当する人たちを〇〇班と呼び、そのリーダーを〇〇班長と呼ぶのは合理的だと思いますが、職員数が少ない場合には、「あなたは初期消火と避難誘導が担当」などと、担当を決めておくだけの方が実態に合っている場合も多いと思います。それを消防計画に書けば、立派な「自衛消防の組織に関すること」になります。

自衛消防組織

平成19(2007)年6月に消防法が改正され、第8条の2の5(自衛消防組織)が追加されました。この時の改正は、東

海地震、東南海・南海地震や首都直下型地震の発生が切迫している状況を踏まえ、新たに一定の大規模・高層の建築物につい

表2 自衛消防組織の業務

(消則第4条の2の11)

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 一 | 火災の初期の段階における消火活動に関する業務 |
| 二 | 情報の収集及び伝達並びに消防用設備等その他の設備の監視に関する業務 |
| 三 | 在館者が避難する際の誘導に関する業務 |
| 四 | 在館者の救出及び救護に関する業務 |

て、自衛消防組織の設置と防災管理者の選任及び火災以外の災害に対応した消防計画の作成を義務付けるためにおこなわれたものです。防災管理者制度等については、次回、詳しくお話しします。

自衛消防組織の設置が必要な防火対象物は、11階建て以上で延べ面積が1万平方メートル以上のもの、など相当大規模なものとされていますが、用途的には共同住宅、格納庫、倉庫など以外のほとんどすべての用途が対象となるとされています(消防法施行令(以下「令」)第4条の2の4)。

この自衛消防組織の仕組みは以下のとおりです。

【自衛消防組織の業務と要員の員数等】

自衛消防組織の業務は令第4条の2の6と同第4条の2の7で示されており、具体的には消則第4条の2の10第1項で列記されています。そのうち第1号の業務については、表2の各号ごとにおおむね2人以上の要員を置かなければならないとされています(令第4条の2の8第1項、消則第4条の2の11)。

【統括管理者と内部組織を統括する者】

自衛消防組織には組織を統轄する「統括管理者」を置かなければならず(令第4条の2の8第1項、同条第2項)、その統轄管理者は自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了するなど(同条第3項)一定の資格が必要とされています。

また、自衛消防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置することにも、当該内部組織を統括する者を置くものとする(消則第4条の2の10第3項)としており、班編制と班長(内部組織を統括する者)の設置を強く求めています。

さらに、「統括管理者の直近下位の内部組織」で表2の業務を分掌するものを統括する者(いわゆる本部隊の班長)には、統括管理者と同様の講習を受講するよう求めています(消則第4条の2の10第4項、平成20(2008)年9月消防庁告示第13号第1号)。

以上のように、消防法第8条の2の5では、自衛消防組織について、非常に強い仕組みを求めています。このような強い仕組みについては、高層・大規模な防火対象物等にはスプリンクラー設備の設置を義務づけるなどして人的対応の負担軽減を図っている現在の火災対応のみの視点からは違和感もあります。同条制定時に同時に改正された消防法第36条の防災管理者制度にかかる準用規定では、消防法第8条の2の5は対象外となっていますが、本条の規定も防災管理者制度がターゲットとしている大震災や大規模テロなどに対する対応をある程度視野に入れたものなのかも知れません。